

りゅうぎん

TKC月次決算応援ローン

適正申告を実施するTKC関与先企業の皆さまを応援します！

★ 最高5,000万円までご融資

★ 最大で3.0%の金利引き下げ

★ 無担保・第三者保証人不要

商品概要

ご利用いただける方 TKC会員と顧問契約を結んで1年以上経過している法人で以下に該当する先

- (1) 決算書2期分以上を提出できる先
- (2) 株式会社TKCが発行する「記帳適時性証明書」を提出できる先
- (3) TKC会員が発行する「顧問税理士確認書」を提出できる先
- (4) 原則、直近の決算が債務超過でない先
- (5) 経常利益が2期連続マイナスでない先

お借入資金の用途 運転資金・設備資金
お使用の先 (他金融機関からの借換もご相談いただけます)

お借入金額 5,000万円以内
(ただし、設備資金は2,000万円以内)

お借入期間 10年以内

保証 原則、代表者1名

担保 無担保

お借入金利 当行所定の金利(変動金利)

金利引き下げ 「記帳適時性証明書」記載の内容等に応じて、当行所定金利より最大3.0%の金利引き下げを行います。

- (1) 本ローン対象先 ▲1.0%
- (2) 翌月巡回監査実施 ▲0.75%~▲1.0%
- (3) 「書面添付」実施 ▲0.50%
- (4) FX2シリーズ導入済 ▲0.25%
- (5) 継続MASシステム導入済 ▲0.25%

※経営計画書の提出が必要となります。

※TKC会員との顧問契約が解消された場合、適用金利の見直しを行う場合もございます。

ご利用いただくもの (1) 法人決算書および税務申告書2期分
(2) 「記帳適時性証明書」
(3) 「顧問税理士確認書」
(4) 資金使途が確認出来る書類

取扱店 全営業店(東京支店除く)

※詳しい商品内容はりゅうぎん窓口へお問い合わせください。
※なお、審査結果によりご希望に添えない場合もございます。

「記帳適時性証明書」の内容に応じて、 当行所定金利より最大3.0%の金利引き下げ!!

記帳適時性証明書とは・・・

この証明書は、会計帳簿及び決算書並びに法人税申告書の作成に関して次の事実を証明します。

- ① 当企業の会計帳簿は、会社法第432条に基づいて、「適時に」作成されていること。
- ② TKC会計事務所は、毎月、当企業を訪問して巡回監査を実施し、月次決算を完了していること。
- ③ 決算書は法人税申告のため税務署に提出したものと同一であり、別途に作成したものではないこと。
- ④ 法人税申告書は当該決算書に基づいて作成され、申告期限までに電子申告されていること。

※会社法第432条は、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」と規定しています。この「証明書」は、その適時性並びに計算の正確性を証明するものです。(内容の正確性を証明するものではありません。)

「記帳適時性証明書」の記載内容の金融機関によるチェック項目

〔原本PDF〕 会計帳簿作成の適時性(会社法第432条)と電子申告に関する証明書 第_3872439547号

発行日：平成22年 5月20日

監査士事務所 監 株式会社TKC 代表取締役社長 高田 順三

貴事務所の関与先企業 株式会社 TKC製作所 監の会計帳簿作成の適時性及び継続性並びに月次決算の実施日及び決算書と法人税申告書の作成に関して次の事実を証明します。

1. 「資料1：過去3年間における月次決算及び年次決算の状況」について

①TKC会員は「TKC全国会行動基準書」に基づいて、会計記録の適法性を確保するため毎月、関与先へ出向き巡回監査することが求められていますが、貴事務所の実践状況は資料1のとおりです。

②「監査対象月」は貴事務所が巡回監査を行った会計期間、「仕訳数」は当月の決算書に計上された仕訳の件数、「データ処理日」は月次決算が完了した日を示しています。

③「決算書に付した番号」(17行目)は、書面の「決算報告書」に付した番号で、これと同一の番号が印刷されている貸借対照表及び損益計算書は、会計帳簿の期末科目残高と完全に一致しています。

2. 「資料2：前期(第16期)の法人税申告書の作成状況」について

①TKCシステムは会計帳簿(仕訳帳・元帳・月次の決算表)及び決算書の作成、これに続く法人税申告書、消費税申告書の作成、さらには国税と地方税の電子申告まで一括通貫となっています。

②前期の決算書に計上された「戻り金当期純利益(損失)」(資料1の18行目⑤)と前期の法人税申告書別表4の「当期利益又は当期損失の額(1)」(資料2の2行目⑥)とは完全に一致しており、貴関与先企業の法人税申告書は当該決算書に基づいて作成されています。

3. 税理士法第33条の2に定める書面添付(「決算申告確認書」の提出)の実績について

TKC会員は「TKC全国会行動基準書」により、税務申告書の提出に当たっては、税理士法第33条の2に基づき書面を添付することが求められていますが、貴事務所の実績は資料3(3行目)のとおりです。

4. TKC財務会計システムの継続利用期間について

①貴関与先の財務データは、平成5年4月から継続して利用しており、利用期間は17年0か月となります。

②この利用期間において過去仕訳及び科目残高の過渡的な修正・追加・削除の処理はなされていません。

5. この証明書の真正性の確認方法について

次のTKC全国会HPサイトから確認できます。なお、ここでは事務所名と商号の表示を省略しています。
http://www.tkcnf.or.jp/ (掲載期限：平成23年5月31日) 以上

資料1：過去3年間における月次決算(◎翌月・○翌々月：無印/遅れ/期前月と期末月は黄緑)及び年次決算の状況									
年次	14	15	16	17	18	19	20	21	22
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9
監査対象月	仕訳数	データ処理日	注	監査対象月	仕訳数	データ処理日	注	監査対象月	仕訳数
平成19年4月	476	平成19年5月23日	◎	平成19年4月	478	平成19年5月22日	◎	平成21年4月	472
平成19年5月	459	平成19年6月18日	◎	平成19年5月	464	平成19年6月19日	◎	平成21年5月	465
平成19年6月	451	平成19年7月19日	◎	平成19年6月	471	平成19年7月18日	◎	平成21年6月	448
平成19年7月	441	平成19年8月17日	◎	平成19年7月	449	平成19年8月15日	◎	平成21年7月	442
平成19年8月	451	平成19年9月18日	◎	平成19年8月	462	平成19年9月19日	◎	平成21年8月	456
平成19年9月	442	平成19年10月19日	◎	平成19年9月	454	平成19年10月17日	◎	平成21年9月	448
平成19年10月	416	平成19年11月16日	◎	平成19年10月	458	平成19年11月18日	◎	平成21年10月	438
平成19年11月	457	平成19年12月19日	◎	平成19年11月	463	平成19年12月19日	◎	平成21年11月	444
平成19年12月	456	平成19年1月18日	◎	平成19年12月	472	平成19年1月16日	◎	平成21年12月	453
平成20年1月	442	平成20年2月15日	◎	平成20年1月	453	平成20年2月14日	◎	平成22年1月	447
平成20年2月	453	平成20年3月17日	◎	平成20年2月	449	平成20年3月17日	◎	平成22年2月	445
平成20年3月	456	平成20年4月18日	◎	平成20年3月	473	平成20年4月16日	◎	平成22年3月	459
年次決算	45	平成20年5月16日	◎	年次決算	48	平成21年5月18日	◎	年次決算	46
決算書に付した番号	N02413	決算書に付した番号	N03913	決算書に付した番号	N05313				

資料2：前期(第16期)の法人税申告書の作成状況

項目	処理結果
1 法人税申告書の作成日及び提出方法	平成22年5月19日 法人税申告書はTKCシステムで作成され電子申告されています。
2 前期の(当期利益又は当期損失の額(1)) (⑤)	0,504,917円 (A)と(⑥)は一致しており、申告書は決算書に基いています。
3 前期の(当期利益又は当期損失の額(1)) (⑥)	2,165,000円

資料3：前期(第16期)のKFSの利用状況

項目	利用状況	TKC全国会情報
1 K：継続MAS(経費計算)	◎利用 ○未利用	1 会員氏名 監 敬上
2 F：FX2シリーズ(自計化)	◎利用 ○未利用	2 入会日(経過年数) 平成2年10月14日(19年7ヵ月)
3 S：書面添付(税理士法33-2)	◎実施 ○未実施	3 事務所ホームページ http://www.tkccomputer.co.jp

※「記帳適時性証明書」の内容を金融機関にて審査(チェック)するための欄です。

会計記帳が継続的になされてきたか？

◎会計記帳が継続的になされたことを証明するため、会計事務所が過去3年間に毎月実施した巡回監査の実績を表示しています。

法人税申告書が決算書に基づいて作成されているか？

◎法人税申告書が決算書に基づいて作成されていることを証明します。

「継続MAS」は利用されているか？

◎「継続MAS」(企業の経営改善計画を策定するシステム)の利用状況を表示します。

「FX2シリーズ」は利用されているか？

◎「FX2シリーズ」(企業向けの管理会計システム)の利用状況を表示します。

「書面添付」が実践されているか？

◎税理士法第33条の2が規定する書面の添付の有無を表示します。